

山梨県公報

第千九百五十三号

平成二十一年

六月四日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定	二八九
道路の区域変更	二八九
道路の供用開始	二八九
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書	二九〇
山梨県手数料条例別表第二百八十の項及び同表第二百八十一の項の規定に基づく知事が定める者	二九〇
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二九一
国土調査の成果の認証	二九一
土地改良区役員の退任及び就任	二九一
営業所の所在地を確知できない建設業者	二九二
開発行為に関する工事の完了について（三件）	二九二

告示

山梨県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

甲州市塩山秋原字萩原山四七八三の六三七・四七八三の六七八から四七八三の六九〇・四七八三の七二五・四七八三の七六四・四七八三の九一五・四七八三の九四

一・四七八三の九四二（以上十九筆国有林）、四七八三の六七七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四七八三の七一六、四七八三の七一七

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年六月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山竹森字岩下官有無番地地先から 甲州市塩山千野字小山平五六〇番の七地先 まで	三三三・四 五七・七	三三三・四 五七・七	一三三〇・〇	一三三〇・〇

山梨県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年六月二十五日まで一般の縦覧に供

する。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山西割字西ノ原 二〇九一番の一地先から 北杜市高根町村山西割字神ノ木 二四〇五番の三地先まで	一八〇・〇	平成二十一年六月四日

山梨県告示第百八十四号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則平成二十一年国土交通省令第二号(第二条第一項に規定する知事が必要と認める図書を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内 正明

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる認定基準に適合しているかどうかの審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が作成した当該基準に適合していることを示す書類

二 住宅品質確保法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う同法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。)第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写し(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこ

れと同等の確認書を含む。)

三 住宅品質確保法第四十条に規定する住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、住宅品質確保法施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

四 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成二十一年国土交通省告示第百九号)第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、住宅品質確保法第五十九条第二項に規定する証明書その他の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

五 第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る敷地が次に掲げる協定等の区域内にある場合にあつては、当該協定等に適合する旨を確認することができる図書

1 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十九条に規定する建築協定

2 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等

3 景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項に規定する景観計画

4 景観法第八十一条第一項に規定する景観協定

六 次に掲げる区域内において認定を受けようとする場合は、長期優良住宅建築等計画に係る住宅について、その区域の存する市町村の長が長期に渡つて存続できると認めたと示す書類

1 都市計画法第四条第四項に規定する促進区域

2 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域

3 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業の区域

4 都市計画法第四条第八項に規定する市街地開発事業等予定区域

5 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第八条第一項の告示があつた日後における同法第二条第三項に規定する改良地区の区域

七 山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)により届出が必要な場合は、同条例に適合する旨を確認することができる図書

八 富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例(平成二十年富士吉田市条例第三十九号)により届出が必要な場合は、同条例に適合する旨を確認することができる図書

山梨県告示第百八十五号

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）別表第二百八十の項及び同表第百八十一の項の知事が指定する者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関とする。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成二十一年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 Hope 笛吹

2 代表者の氏名 神宮司忍

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市一宮町塩田四百八十八番地

4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、笛吹市の魅力やみどころについての情報発信を行うほか、農業や観光など笛吹市ならではの資源を活用した様々なイベントや、市民に学びや体験の機会を提供する各種講座等の企画・開催などを通じて、笛吹市における経済活動の活性化とまちづくりの推進を図る事業を行い、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年五月二十九日から同年七月二十八日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

一 調査を行った者の名称

甲斐市及び身延町

二 調査を行った時期

甲斐市 平成十九年十一月一日から平成二十年三月五日まで
身延町 平成十九年十一月一日から平成二十年三月十三日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

甲斐市大字下芦沢の一部地区
身延町大字手打沢の一部地区

五 認証年月日

平成二十一年五月二十一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	齊藤 長紘	南アルプス市山寺一九八	平成二十一年四月二十一日

同	村松 常男	同 桃園八八三	同
---	-------	---------	---

同	沢登 孝弘	同 十五所六四	同
---	-------	---------	---

同	同	同	同
---	---	---	---

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	内藤 貴夫	南アルプス市曲輪田二八六五	平成二十一年四月二十二日

同	長澤 眞儀	同	桃園五〇九	同
監事	金丸 隼人	同	曲輪田二〇八三	同

● 営業所の所在地を確知できない建設業者

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社昭栄
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河東中島千五百六番地一
 - 3 代表者の氏名 酒井敏博
- 二 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九八五号

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町河東中島字柳田七四三の一及び七四三の六の区域

二の区域

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡鵜沢町箱原二百三十二番地 依田邦夫・葉子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

富士吉田市新屋字中カジャ作一六四八、一六四九の二及び一六五〇の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県富士吉田市新屋千六百四十八番地 V a n a H 株式会社 代表取締役 石山 久男

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年六月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字出口道下一〇六五の一、一〇六六の一、一〇六七の一並びに字見通道下一〇五九の一、一〇六〇の一、一〇六一の一、一〇六一の三及び一〇六一の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市泉区和泉町二千三百三十七番地の三 コウノウォーター株式会社 代表取締役 河野勝